

## 令和5年度 国民年金保険料の納付書を発送します

4月上旬に、日本年金機構より令和5年度国民年金保険料の納付書が送付されます。納期限等にご注意いただき、金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、電子納付で納めてください。

**令和5年度 国民年金保険料**＝16,520円(月額)

※市役所では納付できません。

※前納される場合は納期限にご注意ください。

※現在口座振替等を利用している人には、別途通知が送付されますので、確認してください。

※保険料の免除等を考えている人は、申請の手続きをしてください。

※現在、全額免除を承認されている人は、6月まで承認となるため、4月には納付書が送付されません。一部免除を承認されている人は、4～6月分の一部免除額の納付書が送付されます。

**問合せ**＝奈良年金事務所 国民年金課(☎0742-35-1371)

## いきいき元気教室参加者募集中(初回体験無料)

**日時**＝①第1・3金曜10時～11時、②第2・4木曜10時～11時、③第2・4月曜13時30分～14時30分、④第2・4水曜10時～11時

**場所**＝①里山の駅「風とんぼ」、②南井町スポーツ会館(ミニ体育館の和室)、③青葉台コミュニティセンター、④旧JA ならけん筒井出張所

**定員**＝①～④とも若干名(申し込み先着順)

**対象**＝おおむね65歳以上の市民で、医師から運動制限を受けていない人

**申込・問合せ**＝①地域包括支援センター(☎55-7733)、②第二地域包括支援センター(☎55-7011)、③④第三地域包括支援センター(☎57-2233)

## ■くらしのインフォメーション■

ひとりで悩まないで

わたしたちにご相談ください!



相変わらず多い  
定期購入のトラブル

大和郡山市消費者センター  
☎53-1583 (直通)  
相談受付 月～金曜日  
9時～16時

ネット通販の定期購入に関するトラブルに対応するため、昨年6月に特定商取引法が改正されましたが、その後も定期購入に関する相談はあまり減っていません。

### 【事例1】

ネットの「無料モニター募集」との広告を見て化粧水を申し込んだが、無料の初回商品が届いた2週間後、2回目の商品と7,980円の請求書が届いた。1回目の商品発送後10日以内に解約を申し出なければ、定期購入になる契約だった。

### 【事例2】

「初回限定1,980円、いつでも解約できます」と書かれたSNSの広告を見て、定期購入のシミ取りクリームを申し込んだ。使ってみたが、肌にあわないので解約しようとする、初回だけで解約するためには、通常価格との差額8,000円を支払わなければいけないことがわかった。

どちらの事例も、解約をしようと電話をかけてもなかなかつながらず、簡単に解約することができませんでした。

SNSなどには「安さ」「お得さ」が強調された広告があふれていますが、そこから公式販売サイトへ移動すると、販売条件が異なっていることがよくあります。また同じ商品でも様々なコースがあり、コースによって届く数量や回数、価格、解約の条件などが違っていることもあります。

申し込みの際は、最初の広告画面だけを見て思い込むのではなく、最終確認画面や利用規約などを最後までじっくりと読み、しっかりと理解し、重要なところはスクリーンショットに残すなど注意が必要です。